

令和５年第１回愛知中部水道企業団議会臨時会提出議案一覧表

令和５年３月２７日午前１０時開議

議案第６号 損害賠償の額の決定について（追認）

議案第 6 号

損害賠償の額の決定について（追認）

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び愛知中部水道企業団の設置等に関する条例（昭和 50 年条例第 1 号）第 6 条による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 27 日提出

愛知中部水道企業団
企業長 小 浮 正 典

記

- 1 事故発生日時 令和 4 年 6 月 2 日（木）午前 10 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 みよし市三好町前田地内
（国道 153 号線三好前田交差点内）
- 3 相手方 愛知県警察本部
- 4 事故の概要 事故発生場所において、水道本管（ダクタイル鋳鉄管口径 300 mm）が腐食により破損し、漏水が発生した。
これにより相手方の信号設備に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 金 5,206,300 円

提案理由

この案を提出するのは、既払いの損害賠償の額について、愛知中部水道企業団の設置等に関する条例第 6 条に抵触し、無効状態となっているものを回復するため、追認を求める必要があるからである。